

第8章 大学と学術研究

大崎 仁

I. 科学技術振興の高まり

大学の研究がどんどん進歩する一方で、教育がどんどん大衆化していくときに、そのギャップをどう埋めるかというような問題提起は、既に昭和46（1971）年の中教審答申以来、繰り返し問いかけられている大きな課題でございます。最近の科学技術振興の高まりには大変目覚ましいものがありまして、この大きな波が大学の教育研究にかなり大きな影響を与えるのではないかと、それをどういうふうに大学が主体的に受け止めていくかが重要な課題になる。そこで、その科学技術振興の波の高まりがどんなものかということ、最初に御紹介したいと思います。

1. 科学技術関係予算の伸びと学術予算

最近における政府予算について見ますと、政府予算には、社会保障関係費から地方防衛関係、公共事業、経済協力というように、いろいろな支出の目的別カテゴリーがありますが、その中で科学技術振興費の伸びがどうなっているかということ、平成4（1992）年から平成8（1996）年までで38.5パーセントとなっています。平成7年から8年だけをとると伸び率は10.9パーセントでして、平成6年から7年で7.5パーセント、大体7、8パーセントの伸びでありますから、とくに8年度予算では高い伸びを示した。これをほかの経費と比べてみますと、どれを取りましても、そんな伸びは示していないわけですね。

一番近いのは、公共事業関係費の19パーセントと経済協力費の18.4パーセントですが、公共事業、それからODAというものでさえ19や18パーセントの伸びという中で、科学技術振興関係経費が38.5パーセントという、異例の伸びを示している。科学技術に対する政府の力の入れ方というのは、財政緊縮が進む中で、かなりのウエートで進められてきたということが、数字をさっさとご覧になられただけで、お汲み取りをいただけたと思います。

ただ、ここで気をつけなければならないのは、科学技術振興費というのは、科学技術関係経費全部を示しているものではないです。これは、平たく言いますと一般会計のプロジェクト研究経費と、各省の試験研究機関関係経費を取り出した金でして、国立学校特別会計などというものはここには入らないわけです。そこでもっと一般的に申しますと、平成7年から8年で、先程申し上げました科学技術振興費が10.9パーセント、その他の研究関係経費が5.5パーセントと、一般会計全体でいえば8.6パーセントの伸びを示している。一般会計で見ると、政府全体の支出で2.4パーセントしか伸びていない中で、科学技術関係経費というのは8.6パーセント伸びた。いかに科学技術に力を入れているかということがよくおわかりになると思います。これは一般会計ですけれども、特別会計についてみますと、国立学校特別会計以外に原子力関係の特別会計とかいろいろほかにもございますが、金額からいうと圧倒的に国立学校関係が多い。その伸びがそれでも5.3パーセント、トータルすると6.9パーセントです。だから、一般会計と特別会計とで違いますけれども、大雑把に言いますと、政府支出全体が2.4パーセントしか伸びていない中で、科学技術関係経費は5.6パーセントという伸びを確保している。

それでは、そういうお金を、どこが使っているかということで各省

別に示してみますと、科学技術関係経費のうち46.5パーセントは文部省が、それから約4分の1が科学技術庁、それから通産省が大体12パーセント、だから文部、科技、通産と、三省庁でほぼ全体の4分の3を使っていて、残りがほかの省で使われていると、お考えをいただければよいわけです。国際比較でとくに特徴的なのは、よその国では国防関係の研究予算が非常に大きいわけですが、日本の場合にはこれが少ない。したがって、研究振興ということになると、この三省庁が主役になる。産官学とよく言いますけれども、大ざっぱに見て、文部省が大学を代表し、科技庁が政府関係の機関を代表し、通産省が産業を代表して、予算がつくられているというふうに考えていただいてもよいのではないのかと思います。

それでは、文部省の中で一体どういうふうに、その科学技術関係経費が予算化されているのか。文部省では学術関係予算として取り扱っている。科学技術の振興と学術の振興というのは、似て非なるところがあります。我々は学術の振興を一生懸命やっているわけですが、全体の流れとしては科学技術の振興の中に学術の振興があるという感じになっておりまして、その関係をどう考えるかということも大きな問題です。文部省の学術関係経費は、一般会計で言いますと、第一に科学研究費補助金が1,000億を平成8年度によろやく超した。第二に学術振興会補助もどうかここにあらわれるような額にはなってきた。それから第三に私大助成。この三本柱が、文部省の一般会計での学術予算といえます。私立大学に対する助成費については、研究経費と教育経費を分けることは非常に難しい。そこで、例えば私大の経常費助成は半分は研究のためだろうというようなことで、いろいろな操作をした上での金額になっているわけです。

文部省の学術関係予算の主力はやはり国立学校特別会計にあるわけ

です。国立学校特会は9,431億円となっていますけれども、これも特会予算は教育と研究両方にまたがっていますから、特会の総額ではなく、いろいろな操作をして推計している額です。一般会計の伸び12.2パーセントに比べて、特別会計は5.6パーセントの伸びですが、ここは人件費があるから低くなるのはやむを得ません。

それでは、その特別会計全体が一体どうなっているのか、ということ。特会の収入というのは、授業料その他の自己財源で賄う額と、それから一般会計からの繰入れ、つまり、税金から貰う額と両方から成っているわけでございますけれども、特会ができた当初は大体、一般会計から8割を繰入れしていました。しかし、この繰入れ率がどんどん低下をしまして、平成元（1989）年に60パーセントを割るという事態にまで来たわけです。その後、また持ち直しまして、大体60パーセント台をキープしています。その中でどうなっているかというと、教官当り校費のようないわゆる基準的経費は極度に抑えられていまして、伸び率ゼロというような時代が久しく続いた。最近では1パーセント台の伸びが一応続いている。これは周知のところ。それから、臨時行政調査会による経費縮減の期間中に国立大学が非常に厳しい緊縮予算を強いられたわけですが、その緊縮予算の繰寄せは、施設設備費にいったわけです。その緊縮の状況を見ますと、まず設備費の方は昭和58（1983）年度がピークで、指数を100と取りますと、一番落ち込んだのは昭和63（1988）年度で40数パーセントまで下がった。これが最近急速に良くなっておりまして、平成7（1995）年度から、ようやくかつての昭和58年度時点の水準に戻ったということがいえるわけです。施設整備費の方は昭和54（1979）年度がピークで指数を100としますと、昭和62（1987）年度には51と約半分になった。最近随分戻してきましたが、平成7年度時点では、まだかつてのピーク

には達していないわけです。ご承知のように7年度で大幅な補正予算が組まれましたから、それを加えればこれは突破しますけれども。こうして見ますと、先程の科学技術関係予算と対比の上で考えますと、科学技術関係予算の伸びと国立学校特別会計予算の伸びとは、必ずしも連動していない。科学技術振興という観点からの予算措置では、いろいろな面で国立学校に届かない部分、あるいは届きにくい要素があることは事実であります。これは教育面でもそうでございます。

それはともかく全体としては非常に科学技術関係、学術関係の経費が伸びていることはおわかりいただけだと思います。

2. 科学技術重視の背景

それでは、どうして科学技術関係が重視をされるのか。基本的には産業界の動向と関係すると考えるのが一番当を得ている。つまり、科学技術振興を支えているのは産業界のディマンドである、と考えてよろしいのだらうと思います。研究費、科学技術関係経費を誰が負担しているかを国際比較で見ますと、政府が負担している割合は日本では21パーセントですけれども、アメリカ42パーセント、ドイツ37パーセント、フランス44パーセント、イギリス36パーセントです。要するに、政府が負担している割合は、日本が一番低い。これが産業界にとっては非常に不満で、それが科学技術振興重視の底流にある。

一方、どこが科学技術関係経費を使っているかといいますと、ほかの諸国に比べて日本の場合は、産業界はもちろん強いですがけれども、政府研究機関が非常に弱い。一方、大学のシェアがよその国に比べてかなり高い。ですから平たく言いますと、金は産業界がたくさん出して、研究は大学に大きく依存している、というのが日本の研究体制のひとつの特徴であるわけです。景気がよくてどんどん経済が伸びてい

たときには、産業界は自信満々でして、その頃は大学にあまり期待することはないのだというようなことを産業界のかなりの人達は言っておりました。日本の技術力は世界に誇る技術力である。ヨーロッパでもアメリカでもみんな日本に聞きにくるんだというようなことを言っていた分野も少なからずあったわけです。それで、どんどん企業自体が中央研究所というものを作って、すぐに開発に結びつかないような基礎研究も自分のところでやるのだと、80年代、つまり「大学貧乏物語」の真っ最中は大体そういうことで来ていたわけです。

しかし、ここ数年、経済成長がどこの国でもストップしますと、研究費がみんな横に寝てきたわけですね。これは欧米の場合には、冷戦の終結が非常に大きい影響がありまして、直接の軍事研究でなくても安全保障という名目で、軍事関連から出ていた研究経費は大幅にカットされた。とくにアメリカはその影響が深刻に出ているわけです。日本では、産業界の研究投資の伸びに支えられていたのが、3年前（1993年）からフラットになって、今や毎年、産業界の研究投資は減っているわけです。研究経費が大きく削減されている。そこで、やはり大学の研究に大いに期待したい、期待せざるを得ないということがだんだん顕著になってきた。それが、現在の科学技術フィーバーの源流にあるのだらうと考えております。もちろんそれだけではなくて、有馬先生を始めとする大学関係者のキャンペーンも大きな影響力があったと思いますけれども、それが受け入れられる素地となったのは、不景気になってみて、日本の産業経済といいますか、日本の資本主義がいかに国立大学を中心とする大学の研究に、あるいは人材養成に支えられてきたかということ、改めて再認識するようになったというふうにもてもよろしいのではないかと思います。

それと同時に、いろいろな意味で日本が困難な状況に置かれている、

一種の閉塞状況にあるわけですが、それを打開する道は結局、科学技術に求めるしかないのではないかというコンセンサスが、政界のリーダーは各界のリーダーも含めて、国民の間に成立したことが、現在の科学技術振興の流れをかたちづかった、と個人的には考えておるわけです。

3. 新事業のスタート

それでは、こういう科学技術の経費の拡充が何をもちたかということになるわけですが、単に額が増える、つまり施設の整備が進むとか科学研究費が増えるとかということだけではありませんで、いろいろ新しい要素が入ってくる。新しいプログラム、新しい事業が発展してくるというのが特徴的なことであるわけです。それで平成7年度、8年度の予算で特徴的な二つの事業があります。

(1) ポストドクター等1万人支援計画

一つは、いわゆるポストドクター等1万人支援計画というものが、与党三党合意でスタートすることになったわけですね。これの発想は、やはり科学技術振興ということで何が一番大事かということ、研究は研究者が行うわけですから、いかに優れた研究者を育成するかが重要な課題だという点について意見が一致する。それならばそこを強く打ち出そうではないか、ということで出てきたのが、このポストドクター等1万人支援計画です。これは要するに、大体今世紀の終わりまでには毎年1万人の若手研究者援助を実現しよう、というのが基本的なコンセプトであるわけです。ただ、そうは申しまして、いわゆるポストドクターだけで1万人ということが望ましいかどうかという点については、優れた研究者でしかもパーマナント・ジョブに就かないで

研究を続けようという人は、そうたくさんいるわけではありません。ですから、1万人を全部ポストドクターというのは必ずしも現実的ではないだろうということで、学術振興会がやっております博士課程在学者に対するフェローシップも、その対象に加えることにして、「等」が付いたわけです。それから、学術振興会に即して言いますと、外国からのポストドク招聘事業も中に含めて考えようということで、具体化を図っているわけです。

具体的にどういうことになったかと言いますと、文部、科技、通産の三省庁で、平成7年度の当初すでに3,775人のポストドク等に対して何らかの支援措置を講じていた。それを8年度では2,163人増やして、約6,000人に対する援助ということにした。ほぼこの調子でいくと12年度までに1万人というところに辿り着くわけです。これは別に正式の書き物になって了解されたということではありませんけれども、1万人をどういうふうを受け持つかということについて大雑把に申しますと、10,000人のうち8,000人は文部省関係が責任を持ちましょうということになっています。それで、文部省関係の8,000人のうち7,000人は学術振興会の事業でやりましょう、というような見通しのもとに計画が立てられているわけです。したがって、日本学術振興会の特別研究員事業の拡充というのがこの1万人計画の中心的な柱になると考えていただいてよろしいわけです。

そこで申し上げたいのは、ポストドク等に対する需要を何でもかんでも学振の特別研究員に頼られるというのは適当ではない。学術審議会の「研究者養成に関する審議の中間まとめ」が昨年(1995年)の7月に出ておりますけれども、その審議の過程で私も随分そのことを申し上げた。一つはポストドク、あるいは大学院学生を各大学で選んで、支援するようにしようというご要請が非常に強いわけです。それはごも

っともなのですが、それはそれで別のシステムとして考えた方がよいのではないか。アメリカでどうなっているかと言いますと、アメリカでポストドクというのは、大部分はリサーチ・グラントを研究者がもらいますと、そのリサーチ・グラントで雇うわけです。博士課程の学生であればリサーチ・アシスタントといい、ポストドクであればリサーチ・アソシエイトと言いますけれども、リサーチ・アシスタント、リサーチ・アソシエイトというのは要するに研究費で雇われている人達なのです。もちろんアメリカにもフェローシップという制度がありますがけれども、数からいうとリサーチ・グラントで雇われる人が圧倒的に多い。ただ、アメリカ内でもその功罪が議論されていまして、もっとフェローシップを増やすべきではないかという主張も強いと聞いています。それで、どこがちがうかというと、フェローシップは個々の研究者の能力、資質に着目して、その人にお金をあげる。したがって、その人がどこに行ってもどういう研究をしようがそれは自由だ、だからポータブルなお金だということになるわけです。しかし、リサーチ・グラントで雇用される人というのは、明らかにそのプロジェクトの為に働くということで報酬をもらっているわけなので、そこははっきり違うわけですね。それが一つ。

それからもう一つは、ご承知のように、助手の数が少なくて増えていない。大学によっては、大学の組織の変更に伴って逆に減っている。そこで、その助手の減っている分を特別研究員で補いたい。補うについては、その選考は大学が自由にやる、というご要請があるわけです。実質的にフェローシップによる特別研究員が助手の不足を補うという側面はあろうかと思えますけれども、助手の代替であるということなら、やはりそのようなポストをつくることを考える方が本筋だろう。どこの国でも、欧米諸国にはテニユアに就くまでのポストがあるわけ

なので、そういうポストを助手以外に置くことを真面目に議論すべきではないかということが出てくるわけです。そうすると、若手研究者に対する支援というか、経済保証の道として学振型のフェローシップの供与と、それから研究費で雇用するタイプと、それからもう一つは各組織、機関がそういう職、ポストを設けるといふ、三つの道があつてよいのではないか。私も申し上げましたが、学術審議会の中間まとめではそれを定式化しているわけです。それで今年度（平成8年度）予算では、その三つのパターンが曲がりなりに出てきた。

プロジェクトで雇用することについては、科研費で雇用できないかという要請は前からあるわけですね。これについて私は個人的には、まず大きい特別推進研究などからやったらどうかと思っているのですが、当事者になるといろいろなことを心配して腰が重い。そこで、学術振興会に後程ご紹介する新しい研究事業がありまして、その研究経費での雇用ができるようにするというのを、はっきり予算上も認めているわけです。私どもはそれを共同研究員と称しまして、これは研究リーダーの判断で雇用ができるようにしようということで今準備を急いでおります。その意味では、研究プロジェクトで雇用するという道が一つは開けることになります。

それから国立学校の特別会計の方では、リサーチ・アシスタント、つまり大学院学生に研究の手伝いをしてもらう代わりに報酬を出す、という制度を平成8年度から予算措置を講じたわけです。これは、まだそれほど大きくはありませんし、やはり学際局がやりますとどうしても研究所関係から先になりますので、どの程度の広がりになるかわかりませんが、そのリサーチ・アシスタントの導入という道ができました。

もう一つは、COE非常勤研究員です。これは平成7年度から始まった

のですが、非常勤の研究員職を置いて、これは各大学がそれを雇用するという形をとるということで、大学自体が選んで大学自体が雇用する形態が、不完全な形でありますけれども導入される。

それで先程言った、三つのパターンが、一応大学関係にも芽を出すことになります。これを今後どう組み合わせて、どう研究者の養成コースあるいは研究者のキャリア・パスに位置づけるかということがまた大きな課題だろうと思いますけれども、この1万人計画の中にそういう三つの要素が内包されているということは頭に留めていただければと思います。他の省庁はどんなことをやっているかと言いますと、科学技術庁は、学術振興会の特別研究員がスタートした後でやはり同じ特別研究員という名前で始めたのですが、これははっきりと雇用なのですね。非常勤として雇用するけれどもお金は常勤並みに出すという行き方で、科学技術庁特別研究員と称しています。それから、理化学研究所（理研）でやっていますけれども、これも雇用型でやっているわけですね。それから、後程お話ししますが、科技厅も通産省も学振の新事業のような新しいタイプの、つまり特殊法人による研究事業を始めます。その研究事業では、やはり若手研究者を雇用する方針を共通に出しておりますので、研究経費で雇用する形態というのは、特殊法人事業を通じてかなり一般化してくるであろうというふうに予想をしているわけです。これが、平成7年から8年にかけての科学技術関係の伸びの中で、新しい様相として出てきたと。ただ、そこで先程申し上げましたが、学術振興会あるいは文部省関係は科学技術振興の一環ではあるけれども、しかしやはり学術の立場に立っている。例えば学術振興会の特別研究員の中で理工系だけを優遇するとか、そういうようなことは考えていませんで、学問の全分野に渡って考えていくという姿勢を崩す積もりはございません。これが、平成7年度、8年度の予算で特徴的な二つの事業があると申し上げた一つの要素ですね。

(2) 出資金による研究推進事業等

もう一つは、特殊法人に出資をしまして、その出資金によって研究を進めようという制度が今年度（平成8年度）から始まるわけです。これはちょっと聞いただけではすぐご理解がいただきにくいと思うのですが、どこからこういう発想がなされたかと言いますと、ともかく研究費が足りないと言っている。だから研究費は出したい。しかし、税収は滞っているし、支出は多いから、今の赤字財政の中でそんなお金は出しようがない。そこで、こういう状況を打破する為に考え付かれたのが、研究に対する経費はやはり公共投資と同じように考えてよいのではないか、ということです。

要するに研究に対する経費は、借金をして使ってもいい金というふうに考えてよいのではないか、という考え方がだんだん強くなってきた。これは、国が借金するというのは国債ということですがけれども、国が国債を出すのは建設国債でなければ出せない。赤字国債というのは特別の法律をつくらなければ出せないということで来ているのはご承知のとおりです。その考え方というのは要するに、橋や道路は50年使うとすれば、今生きている我々が50年分何も税金で払わなくても子供も使うわけだから、子供の代の人間にも払わせてもよい。だから今は借金で作っておいて、それでいわば年賦払いで返しましょうというのが、建設国債は出してもよいという理屈であるわけです。しかし、何も道路や橋だけではなくて、研究に対する投資もやはり未来のための投資なのだから、未来の世代に負担してもらってもおかしくないのではないかという主張がだんだん強まってきたわけです。その考えでいけば、研究投資、あるいは教育投資は全部公共投資と見なせばよいわけですがけれども、財政当局には財政当局の論理がありますから、そんな無制限にはできない。そこで出資金、つまり投資ということならよいとい

うことになった。

特殊法人に対して資本金を出すというのは、これは国の出資として形の上で残るのだから、それは公共事業並みに扱ってもよいではないかということです。つまり、特殊法人に出資をし、特殊法人に研究を行わせるという形をとって、研究の財源を国債に求めることを可能にしたのが、今度の新しい事業の特色であるわけです。出資といっても、これは研究のために全部使ってもよい、全部使ってくれという話になっているわけですが、それでは何を残すことを期待されているのかということが、私どもにとっては大変重要な問題なのです。私どものお金でやった研究からすばらしい特許でも生まれれば、特許収入が期待できる。そういう可能性も含めて全部使う。しかし、貸借対照表で見れば、学術振興会は赤字を今年度決算から抱えることを覚悟でやるということになるわけであります。そういうことで、大体6省庁の特殊法人に出資することになったわけです。6省庁の合計金額が大体300億円ちょっとであるわけで、そのうち一番多いのは科学技術庁所管の新技术事業団が150億円と、その次は学術振興会の110億円ということでありまして、後の4省庁は通産省のNEDOが26億円ぐらいで、それ程大きい額ではありません。

ここでもう一つ特徴的なのは、科学技術庁などの特殊法人による研究推進事業というのは、いわゆる公募提案型をとるということです。つまり、今までこれらの省庁の研究事業は、トップ・ダウン・スタイル、つまりあるミッションをはっきりさせて、そのミッションを達成するためにどうやって研究をオーガナイズするか、というお金の使い方をしてきたわけです。しかし、今度は広く公募して提案してもらう公募方式をとるということを一斉に言い出したわけです。一つのねらいは、やはり大学の研究者の力を借りたいということが背景にある。

つまり大学の研究者を広くインバイトするためには公募方式が一番うまくいくだろうという判断が、おそらくあったのだろうと思います。公募方式でやる。それで大学に対して委託研究の形で金を流すという構想で、話がそれぞれ進んでいるわけです。

学術振興会は、今いろいろやり方を工夫して、システムを大体作りつつありますけれども、私どもとしては、純公募方式というのとはならない。なぜならば、文部省の科学研究費というのはまさに完全ボトム・アップですから、同じ文部省でやるのに完全ボトム・アップ型のを二つ走らせるのでは混乱する。私どもの方は研究委員会方式とでも言ったらよいかと思いますが、推進すべき分野をまず設定しまして、その推進すべき分野の第一線の研究者から成る研究推進委員会を置きまして、それに予算を割り当てる。その研究推進委員会が自分でプロジェクト・リーダーを指名して、トップ・ダウン方式で研究をオーガナイズしてもいいし、それから分野によって公募方式をとってセレクションしてもいいし、それはその研究者の作った委員会の判断にもうできるだけ任せよう、という方向で今議論を進めております。

ただ、そこで一番問題なのは、どういう分野を設定するかということと、その各分野の推進にいかなる人を得るかということは成否の分かれ目でございますので、そのこのところを今、頭を絞っているというのが現状でございます。年間の研究費が1プロジェクト当たり5,000万から3億円ぐらい、平均1億円、それで原則5年間ということを考えております。したがって、初年度110億円ですから、単純に言えば110プロジェクトを走らせようというような考え方でいるわけでございます。

各省庁合わせますと300何億円ですけれども、各省庁の研究機関というのは、どうも層が薄いのですね。やはり、研究のアクティビティな

り層の厚さというのは、圧倒的に大学というか文部関係が強いので、そうすると各省のお金もおそらくは7, 8割は大学に流れる。あるいは、大学で使わなければ使い切れないという状況になるのではないか。そうすると、これははじめて大学に外部資金、各省庁資金というものが組織的に流入してくる、ということになるわけですね。それが一体どういう影響を大学に及ぼすかということは、これはまた研究の進展と並んで、今後の一つの課題になるのだろうと考えております。以上が、最近のお金の面から見た科学技術振興の流れと、それが大学とどう関係しているかというご紹介であります。

4. 科学技術基本法の制定と科学技術基本計画の策定

さらに注目すべきことは、ご承知のように昨年(1995年)の11月に「科学技術基本法」が制定されました。これは政府提案ではなくて議員提案ですけれども、各党派一致して賛成ということで、全会一致で通っているわけですね。「科学技術基本法」が全会一致で通ったというのは、科学技術の振興が国のトップ・プライオリティに現時点でなっている、ということの一つの象徴であるとお考えいただいてもよいのだろうと思います。それでは、その「科学技術基本法」ができると一体何が変わるか、ということになるわけですが、「科学技術基本法」は基本的には、科学技術に対する国の責務、あるいは地方公共団体の責務を目配り良く書いている法律であります。したがって、国のいわば努力義務が条文の大半を占めているわけです。

ただ一点違いますのは、「科学技術基本計画」を作るということを政府に義務付けているわけですね。これは第9条で、政府は、科学技術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る為に基本的な計画を作れというふうに法律で義務付けています。それで基本計画で何

を決めるのかということ、研究開発に関する総合的な方針を決める、それから施設設備の整備とか事業化の促進とかいう振興施策をきちんと決めるといふ注文が付いているわけです。政府としては基本計画を決めて、その基本計画に基づいて必要な施策を実施をするということになる。つまり、基本計画策定ということを通じまして、具体的な施策の計画的推進ということがこの法律で義務付けられたというのが、実際の効果としては一番大きいことだろうと考えております。法律に衆参両院の付帯決議がついておりまして、この基本計画はこの10年を見通して5年間の計画を立てろというご注文や、研究者の意欲を引き出すための競争的な研究環境の整備を図るというようなご注文がついております。こうすることで、基本計画のあるべき姿に、さらに国会の意思が付帯決議という形で表明されているということがあるわけです。したがって、当面この基本計画をどういう内容でどんなものにしようか、ということが非常に大きい課題になっております。私も科学技術会議の部会で、その検討に参加しているわけでございますけれども、多種多様な意見が交わされつつある。ただ、タイム・リミットのある話でして、来年度（平成9年度）の予算に基本計画を反映させなければなりませんから、そうするとおそらく6月中には科学技術会議で答申を出して、それを受けて内閣が閣議で決定するという形になるだろうと思っております。これがどういう内容になるかということは、やはり今後の学術・大学関係の施策の方向にかなり影響を及ぼすのではないかとこのように考えております。

II. 大学へのインパクト

それでは、こういう全体の流れが大学にどういう影響を及ぼしてくるのかということが、次に問題になります。現在、いろいろ議論されておりますのは、5年間で関係予算を倍増しろというようなことがか

なり強く主張されておりますけれども、財政当局はまたそれはそれで現在の財政状況からとんでもないということになります。これからどうなるかというのは今後の展開次第です。しかし、いずれにせよ、科学技術関係への投資を増大することについては、ある程度コンセンサスが形成されているというふうに考えてよいのだらうと思います。問題は、どういう形で増加をさせるかということが、大学に対していろいろな影響を及ぼしてくるのだらうと思います。

1. 施設・設備等教育研究環境の改善

少なくとも一つ言えますのは、これは文部省も私どもも強く主張しておりますのが、大学のインフラ設備を最重点に考えて欲しいということであり、具体的には、施設老朽化あるいは狭隘化という大学の施設の状態を、この機会に飛躍的に改善して欲しい、そうでなければ落ち着いた優れた研究はできないではないかということでございます。これにプラスをしますと、もちろん設備あるいは情報インフラというようなことが入るわけでございますけれども、こういうインフラ整備にこれまで以上に予算が増えるということは、かなりの程度期待しても期待を裏切られないで済むのではないかと思います。この点は、大学にとってももちろん歓迎すべきことでございますし、我が国の大学もだんだん建物の面であまり恥ずかしい思いをしなくて済むというような、明るい見通しが立つのではないかと期待をしているわけでございます。

2. 競争的資金増大—研究評価の強化

ただ、問題はその他の点でございます。一つは科学技術関係の予算を増やします際に、これも関係者の間ではコンセンサスがある程度形成されつつありますのは、やはり増やすにしても競争的資金を増や

すべきであるということが強く言われております。競争的資金とは具体的に何を意味するかと言いますと、要するにオープン・コンペティションによるファンディングです。典型的には科研費がそうでございますし、新しく特殊法人等につけられた経費も公募型というのはオープン・コンペティションですが、学術振興会のものにしましてもコンペティティブであるということに変わりはない。そういう、研究評価の上に配分される資金を中心に拡充するという方向が一つは強く出てくると思います。

3. トップ・ダウン型投資の増大

三番目には、オープン・コンペティションと言いながらも、ある意味でトップ・ダウンの色彩が濃くなってくるのではないか。これは、重要分野の設定という形で現れてくる可能性がある。現在、重要分野の設定ということでいろいろ議論がございまして、分野を決めて分野ごとにいくらの予算というのは到底できないし、望ましくないだろうということにはなっております。それから、重要でない分野は何かという議論も、これも難しいだろうということにはなっております。しかし、何らかの形である分野、ある領域、あるプロジェクトに重点投資をするという傾向は、どんどん強まっていくのではないか。これに対して、大学・学術関係は伝統的にはピア・レビューで、分野間にそういう意味でのプライオリティはあまり付けないでやっていくのだということが、基本的原則の一つになっているわけでございます。けれども、ご承知のように、アカデミック・コミュニティの集合体である日本学術会議自体が最近では戦略的研究というようなことをご提言になったりして、大学人自体のお考えということも随分変化をしてきたのかな、という印象も持っております。

先程申し落としましたが、「科学技術基本法」にも大学の特性という一条がございまして、研究者の自主性の尊重と、その他大学における研究の特性に充分配慮しろという条文が置かれております。したがって、その点についての配慮というのは常に忘れてはならないことでございますし、また関係者は充分注意するとは思いますが、ただ全体の流れとしては、やはりそういうトップ・ダウンの流れが強くなるであろう。

4. 外部資金の組織的流入

四番目には、先程も触れましたけれども、外部資金というものがこれまでになく組織的に流入してくる。それに対して、どう対応するかということです。学術振興会の資金も外部資金であるわけでございますけれども、どう大学とうまくリンケージするかということが大きな課題になるのではないかと思います。

5. 研究者の流動性の増大

五番目には、研究者の流動性の増大ということが、非常に大きくクローズアップをしております。これは何かと言えば、要すれば産官学の垣根を超えて、プロジェクトによって研究者ができるだけ動きやすいようにする。これは私どもの方から言わせれば、産業界なり何なりがもっと大学の先生の力を借りやすくしてくれということになるので、大学の方が外の力を借りやすくするという要素がやや薄いのです。けれども、例えば、大学の教育研究に外部の研究者が入りやすくすることは大学にとってもプラスの面が大いにあるわけですから、そういう観点でもっと人事の拘束をできるだけ柔らかにしようではないかという、これまたほぼコンセンサスが出来つつあるのではないかと考えて

います。具体的にそれは何かと言うと、例えば任期制というか、いわゆる短期任用、任期付きの任用を可能にするとか、あるいは兼業許可の制限を非常に緩やかにするとか、あるいは一時研究休職みたいな制度の運用を極めて緩やかにするということで、もう少し研究者が出入り自由な度合いを増やしていこうという発想であるわけです。この中に先程申しましたフェローシップあるいは契約雇用という要素をどこまで組み込むかということも、大きな課題になるのではないかとこのように考えております。以上、大学へのインパクトを思い付くだけでも5つ挙げたわけですが、まだいろいろ予測のつかないような影響も出てくるのではないかと考えています。

Ⅲ. 展望と課題

そこで、こういうような流れの中で、大学の立場に立って、学術の立場に立って、科学技術振興を一体どのようにうまく受け止め、それが大学の発展、学術の発展と相伴ってうまくいくようにすることが、私どもに課せられた課題であり、そのところを充分に考えなければならぬと思います。心配あるいは価値判断を別にして申しますと、これから起こりそうなことが、いくつか予想されるわけです。

一つは、研究大学というものがだんだん特定されてくることになるのかならないのか、という点でございます。これは、競争的資金を中心に予算が増えてきますと、競争の結果として、特定の大学に資金が集中をするということは充分考えられる話でございます。そうすると現在の状況以上に、特定大学が研究大学化することが進行する可能性が高い。それは望ましいと判断するか、望ましくないと判断するか、これは人によって違うと思いますけれども、ともかくそういう傾向が一つは出てくるのではないか。その場合に、私立大学の位置づ

けをどうするかということをお私大関係者もかなり真剣に検討しておられるようでございまして、私立大学の研究志向が最近非常に高まってきた。先程ご紹介いたしましたが、本年度（平成8年度）の予算で私大助成の一つとして、私大のハイテク・リサーチセンターというような補助が新設をされました。これは何かと言いますと、要するに先端技術の研究のための研究施設の建設に国が補助する。これまでは、私大の建物に対する補助というのはなくて、建物は私学振興財団からの低利長期の融資でやって下さいということだったわけですが、初めてそういう形で施設補助がついた。それが一つの象徴であります。関西のある大学は、通産省とタイアップして産学協力の拠点作りを進めています。一部の私学が研究志向で、活発にいろいろ動きを示しているというのも、先程申し上げました動き、つまり特定大学に研究投資が集中しないかということと関連もあるのではないかと、という感じをいたしております。

それからもう一つは、大学には研究と教育という二つの機能があるわけですが、研究活動というのは基本的には、大学にとって遠心的な力として働く。それで、こういう形で研究の方がどんどん肥大をしていったときに、大学における全体の教育研究体制をどう保持して大学を発展させていくかということは、これまで以上にいろいろな課題がここから生まれるのではないかとこの感じもいたします。高度な学術とそれから普及した高等教育とを、大学の中でどう発展させるかということは、これまでも重要な課題であったわけですが、18歳人口の減少で進学率がさらに高まり、大衆化がさらに進むという中で、研究重視がこれまた飛躍的に進められる。それを大学が同時に受け止めなければならないという状況に現在ある。それに対して、一体どう考えたらよいのかと。先程申し上げました研究大学を是認す

る立場に立つと、これは昔からの議論の大学の種別化というのがこういう形で進行する。それは役割分業だからよいではないかということになるのか、あるいは別の選択肢を大学が持ちうるのかということになるかと思えます。それから学内的には、筑波大学以来の教育組織と研究組織の分離という大きな議論があるわけでございますけれども、研究組織というのはある程度別に考えざるを得なくなるのかもしれないかということ、学内の体制にも深く関わってくるのではないかという感じもいたしております。この辺は、学術振興会も研究面の推進の一端を担う立場で、大学の発展にできるだけプラスするような方向で事業を進めたいと思っておりますので、先生方のご指導を充分いただきながらやっていきたいと思っております。以上、雑駁な話でございましたが、これで失礼させていただきます。どうもありがとうございました。